

第21回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月31日（木）午後3時15分から午後5時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農地法第5条の規定による許可申請について
第7 農地法第6条第1項の規定による報告について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 農業委員会の最適化活動に向けた令和4年度の目標の設定等（案）について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、15名であります。
定足数に達しておりますので、これから第21回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、12番 坂野委員と13番 坂井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第20回の総会以降の諸般について、報告いたします。

3月31日 第3回振興・農政専門委員会、蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1～番号8について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ

ったので、受理の可否について、議決を求める。
令和4年3月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、耕作できないためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約の理由は、契約相手を変更するためです。

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

2 番
(近藤委員)

番号 1 番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇の〇〇の真向かいの圃場になります。傾斜があるところで耕作できないため解約となります。

1 3 番
(坂井委員)

番号 2 番～6 番まで一括で説明させていただきます。内容については事務局説明のとおりです。

場所につきましては、まず番号 2 番、〇〇の手前をすぐ右に入りますと進みますと、〇〇さんの住宅があるのですが、その近くの圃場となります。

番号 3 番は番号 2 番のすぐ下の圃場になります。

番号 4 番は〇〇のすぐ隣の圃場になります。

番号 5 番は〇〇から〇〇ほど行きましたら、〇〇のところを左に曲がりまして、進みますと〇〇さんの住宅があるのですが、その近くの圃場となります。

番号 6 番は〇〇に行く途中に〇〇さんの住宅があるのですが、その近くの圃場となります。

9 番
(石井委員)

番号 7 番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の〇〇から〇〇の住宅を通りまして、さらに〇〇方向に下り、〇〇さんの住宅の向かいの一角となります。よろしくお願いいたします。

1 番
(黒川委員)

番号 8 番、内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇の裏手の土地となります。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号 1 ～番号 8 については、原案のとおり受理することとします。

番号9について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号9番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

10番
(金子委員)

番号9番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの住宅を〇〇から見て右に曲がりまして、上の方に上がっていくと十字路があり、そこを左に曲がり〇〇さんの住宅を〇〇ほど過ぎたところにある一角になります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

番号9については、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩とします(〇〇委員着席)

再開します。

番号10～番号25について上程します。

事務局から説明願います。

事務局

番号10番、貸主は〇〇さん外〇〇名、借主は〇〇さん、土地、

(小柳係長)

各年月日については記載のとおりです。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号11番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号12番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号13番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号14番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、譲渡するためです。

番号15番、貸主は〇〇、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。解約理由は、経営移譲により、契約相手を変更するためです。

なお、番号15番から25番については、同一の経営移譲ですので、解約理由も同じとなります。

番号16番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号17番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号18番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号19番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号20番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号21番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号22番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号23番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号24番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

番号25番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地、各年月日については記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号10番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇経由で〇〇に向かい、〇〇を渡り〇〇ほど行ったところの一角になります。このあと議案6号でも出てきますので、よろしくお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号11番～14番まで一括で説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。

場所については、まず番号11番、〇〇の〇〇さん宅の向かいに〇〇がありまして、そこを進みますと〇〇さん宅があるのですが、そのまわりの一角となります。

番号12番は番号11番のななめ向かいの圃場となります

番号13番は〇〇さんの住宅の〇〇側の場所にある一角になります。

番号14番は〇〇さん宅から進み〇〇を越えた先の右側の圃場になります。

7番
(西元委員)

番号15番から25番まで一括で説明いたします。すべて〇〇さんの案件でございます。内容については事務局説明のとおり、経営移譲による解約です。

場所につきまして番号15番、〇〇の土地につきましては、〇〇の〇〇さんの住宅に入っていく道の脇にある一角になります。〇〇の土地につきましては、〇〇を進みまして、〇〇があるところを右に入っていきましたところの奥の林の脇にある農地です。

番号16番は〇〇を過ぎて、〇〇があるのですが、その手前にある農地です。

番号17番は〇〇を過ぎるとカーブがあるのですが、その近くの〇〇の一角になります。

番号18番は〇〇さん宅のまわりにある農地です。

番号19番は〇〇さん宅のまわりにある農地です。

番号20番は〇〇さんの住宅へ行く途中の〇〇と平行にある農地です。

番号21番は〇〇さんの住宅のまわりにある一団地と〇〇の脇にある農地となります。

番号22番は〇〇と〇〇が交わっているところの〇〇の近くの〇〇側にある農地と〇〇さんの住宅のまわりにある農地になります。

番号23番は〇〇さんの住宅のまわりにある農地です。

番号24番は〇〇さんと〇〇さんの家に連なっている一角となります。

番号25番は〇〇さんの住宅の前にある農地です。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号10～番号25については、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついてを議題とします。

番号1から番号3について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和4年3月31日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、各年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番から3番まで一括で説明します。内容については事務局説明のとおりでございます。

場所なのですが、番号1番、〇〇の手前を曲がった先の〇〇さんの住宅のまわりの圃場となります。

番号2番については議案第1号2番で説明した場所になります。

番号3番については議案第1号6番で説明した場所になります。

議 長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	(質疑なし)
議 長	原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
議 長	番号1～番号3については、原案のとおり決定し、許可することとします。 番号4について、上程します。 農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。(〇〇委員退席) 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 (小柳係長)	番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は貸貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです ご審議お願いいたします。
議 長	担当委員から引き続き、補足説明を願います。
12番 (坂野委員)	番号4番について、説明します。内容については事務局説明のとおりでございます。場所なのですが、議案第1号7番で説明のあった場所です。
議 長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	(質疑なし)

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号4については、原案のとおり決定し、許可することとします。暫時休憩とします（〇〇委員着席）。

再開します

番号5から番号19について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は個人から農地を借り受けし、農業経営の安定化を図るためです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。なお畑の賃借料については、両者合意の上でこの価格となっています。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。貸付理由は後継者に経営を移譲するため、農地を貸付するものです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号9番、貸主は〇〇、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借で、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受け

し、農業経営の安定化を図るためです。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

なお、番号10から番号19までは同一の経営移譲ですので、貸し付け理由も同じとなります。

番号10番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号11番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号12番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。なお〇〇番の田んぼが賃貸する農地に加わっています。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号13番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号14番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号15番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号16番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。条件が良い圃場が10アールあたり〇〇円、それ以外が〇〇円となっています。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号17番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。

りです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号18番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

番号19番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については、記載のとおりです。別紙調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議 長

担当委員から引き続き、補足説明を願います。

9番 (石井委員)

番号5番について説明します。内容については事務局説明のとおりでございます。場所ですが、〇〇さんの住宅の〇〇ほど手前の場所にある一角です。

16番 (伊藤委員)

番号6番と7番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所についてですが、番号6番、〇〇の〇〇さんの住宅の〇〇挟んで向かい側にあります。

番号7番は〇〇の〇〇にぶつかったところから〇〇ほど戻ったところに〇〇さんの住宅あり、その裏手の一角と、〇〇を挟んだ向かい側の一角となります。

7番 (西元委員)

番号8番から番号19番まで一括で説明いたします。内容については事務局説明のとおり経営移譲にかかる賃貸です。

場所についてですが、番号8番、筆数が多いですが、ほぼ〇〇地区でございます。〇〇番のみ離れた場所がありまして、〇〇に平行して山側に1本〇〇があるのですが、その〇〇と〇〇が交わった場所にある農地です。〇〇にある農地ですが、まず、〇〇さんの住宅のまわりにある農地が一団地、〇〇さん宅へ入る〇〇の入口の両サイドの農地、〇〇から〇〇の方に〇〇くらい進んだところに二団地、そこからもう少し進んだ〇〇の近くに一団地があります。

番号9番から19番については、先ほど議案第1号で説明した解約の場所と同じ場所なので、説明は省略させていただきます。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号5から番号19については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和4年3月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地、金額については記載のとおりですが、土地については昨年10月の総会にて、農振の除外について上程しており、区域外となっています。譲渡価格については畑の条件が悪いため記載の価格となっています。申請理由は、営農用車両駐車場、通路及び旋回場所、堆積場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は第1種で第1種農地については原則不許可となっておりますが、農業用施設の用に供する場合は不許可の例外となっており、本件につきましては、営農用車両用駐車場等として、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1については前回の総会で農地法第5条の規定による、

許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の〇〇さんの自宅のすぐ裏になります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号1については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

引き続き、番号2から番号3について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2番、3番については、昨年許可となりました、〇〇さんの転用案件の同一地番での工事の続きとなります。

番号2番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地等については記載のとおりです。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は第1種で第1種農地については原則不許可となっておりますが仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっており、本件につきましては、令和7年4月30日までの一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするた

めに、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号3番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地等については記載のとおりです。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は、小集団農地のため、第2種農地になり、本件につきましては、令和7年4月30日までの一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするために、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号2と3の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号2番と3番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所ですが、番号2番、〇〇の〇〇から入りまして、〇〇の少し手前になります。

番号3番は〇〇のすぐ横になります。

どちらも土捨場ということですが、最終的には農地に戻すと聞いております。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。

質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号2から番号3については、北海道農業会議へ諮問すること

といたします。

日程第7、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号1、令和4年3月10日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議お願いいたします。

議 長

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第4号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1～3について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和4年3月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号1番から3番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所についてですが、番号1番は議案第1号3番で説明した場所となります。

番号2番は、議案第1号4番で説明した場所です。

番号3番は、議案第1号5番で説明した場所です。

議長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号1から番号3については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

番号4～5について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号4番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん外〇〇名。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号5番、利用権設定等を受ける者は、4番と同じく〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議 長

担当委員から、補足説明を願います。

1 番
(黒川委員)

番号4番から5番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所についてですが、4番、〇〇の裏手になります。

番号5番は〇〇の裏から、〇〇の家の裏手の田んぼまでにある

5か所になります。

議 長 これから質疑に入ります。
 質疑ありませんか。

全委員 (質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
 原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議 長 番号4から番号5については、原案のとおり決定し、その旨、
 町へ通知します。

 暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
 再開します。

 番号6～12について、上程します。
 事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長) 番号6番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定
 等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、
 各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、
 田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難で
 あるためです。

 別紙、調査書についても記載のとおりです。

 番号7番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定
 等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、
 各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、
 田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難で
 あるためです。

 別紙、調査書についても記載のとおりです。

 番号8番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定
 等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、
 各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、

田で共済水張面積価格で〇〇円です。圃場の状態が悪いためこの価格となっています。貸付理由は、営農が困難であるためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号9番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号10番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん外〇〇名。成立する法律関係は売買です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議長

引き続き、担当委員から、順次補足説明を願います。

1番
(黒川委員)

番号6番から9番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所についてですが、6番は議案第1号8番の場所となります。

7番は、〇〇さん宅の裏手の田んぼと〇〇の裏手の田んぼ、それと〇〇さん宅の横の田んぼとなります。

8番は、〇〇から奥に入ると、〇〇さんの住宅があり、そのまわりの農地となります。

番号9番は、〇〇さんの住宅の裏手の田んぼと〇〇挟んで向かい側の田んぼと、〇〇さんの住宅の裏手になります。

9番
(石井委員)

番号10番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、〇〇さんの住宅から〇〇ほど〇〇方面へ下がったところから左手に〇〇ほど入った一角になります。

10番
(金子委員)

番号11番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、〇〇から奥にある圃場と〇〇を越えて、左に行きますと、〇〇さんの住宅があり、そのまわりの圃場となります。

6番
(宮武委員)

番号12番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、議案第1号10番で説明した場所の近くとなっております。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

番号6から番号12については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

番号13について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします

議長

引き続き、担当委員から、補足説明を願います。

10番
(金子委員)

番号11番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、議案第1号9番で出てきた農地となります。

議長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

番号13については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

番号14から番号26について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号14番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号15番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号16番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号17番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号18番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号19番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設

定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号20番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は畑で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号21番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号22番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号23番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、成立する法律関係は売買です。土地、各金額、各年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号24番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。貸付理由は、

契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号25番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

番号26番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して貸し付けを継続するためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

7番 (西元委員)

番号14番から19番まで説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。

場所につきましては、14番、〇〇と〇〇がぶつかる場所の両サイドにある農地とそこから先へ行った〇〇を越えた左側にある農地になります

15番は〇〇の手前の〇〇さんの住宅の両サイドに広がる農地になります。

16番は〇〇の〇〇から〇〇へ入っていく細い〇〇があり、その両サイドに展開する農地です。

17番は〇〇を〇〇を越えて進むと〇〇があり、その近くから〇〇側へ伸びている農地となります。

18番は〇〇さんの住宅の手前にある〇〇と〇〇の交差点から、山の方へ上がっていく途中の道の両サイドの農地になります。

19番は〇〇の〇〇の〇〇側の左手に〇〇さんの住宅があります。その住宅のまわりの農地とその近くの〇〇と平行している農地になります。

16番 (伊藤委員)

番号20番から25番まで説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。

場所につきましては、20番、〇〇さんの住宅から〇〇側へ向かって右側の農地となります。

21番は〇〇を〇〇の方から渡ってすぐのところを〇〇沿いに進んだところにある農地となります。

22番は議案第1号12番で解約した場所となります。

23番は議案第1号11番・13番で解約した場所となります。

24番は〇〇から〇〇に抜ける道があるのですが、途中で〇〇が立っている場所があり、その手前〇〇くらいから入っていったところの農地となります。

25番は〇〇のすぐ近くにある農地と、そこからさらに奥に行ったところの農地となります。

5番
(岩間委員)

番号26番について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇を〇〇から〇〇方面に向かうと、〇〇さんの住宅があり、その隣に一団地、さらにそこから進みまして、〇〇さん宅の手前に一団地、またさらに進み、〇〇さん宅の手前の両サイドに二団地があります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

番号14～番号26について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

次の番号27については、私が農業委員会法第31条、議事参与の制限に該当しますので、退席させていただきます。

したがいまして、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。

暫時休憩します。(中井会長退席)

(西元職務代理者 議長席へ)

職務代理
(西元委員)

再開します。番号27について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号27番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。成立する法律関係は賃貸借です。土地、各金額、年月日については記載のとおりで、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるためです。別紙、調査書についても記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

職務代理
(西元委員)

番号27について、担当委員から補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号27番について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の〇〇さんの住宅からみて〇〇側にある農地です。

職務代理
(西元委員)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

職務代理
(西元委員)

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

職務代理
(西元委員)

番号27について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩といたします。(中井会長着席)

議長

再開します

日程第9、協議第1号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを協議いたします。

事務局
(高田局長)

事務局から説明願います。

農業委員会の最適化活動に向けた令和4年度の目標の設定等(案)について令和4年3月31日提出、蘭越町農業委員長名

活動計画については、例年、活動計画を3月の総会で審議いただいて、ホームページで公表し、6月までに農水省に報告していましたが、令和3年6月18日に閣議決定されました規制改革実施計画により、農業委員会の活動計画については、最適化活動に係る目標を定め、具体的な活動を記録し、活動の評価、公表、点検に取り組むこととなりました。

そして令和4年2月2日付けで農林水産省経営局長通知が発出され、2月25日付けの農地政策課長通知により、様式が定まったところです。

各通知文書についてはお手元に参考資料として添付させていただいておりますが、大きな変更点としましては、農地の利用集積・集約化に遊休農地の解消目標が加わり、最適化活動の活動目標として、農業委員が最適化活動を行う日数の目標、活動強化月間の目標、新規参入相談会への参加目標の設定が新たに求められております。

それでは令和4年度における最適化活動の目標の設定等の内容ですが、最初のページ、Iの農業委員会の状況につきましては記載のとおりです。

続きまして次のページ、最適化活動の目標につきましては、今年度の新規集積面積を171haと設定しており、これは現状の集積率90.7%から、道の定めた集積率目標95%を達成するために必要となる面積となっております。

次に(2)の遊休農地の解消につきましては、現状の遊休農地面積23ha、そのうちの緑区分の22ha、これは草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地についてのことですが、該当面積の5分の1の数値を設定することとなっておりますので、4.4haを解消目標として設定し、新規に発生した遊休農地につきましては、2haの解消を目指すこととし、残りの黄色区分、草刈り等では直ちに耕作できない農地1haにつきましても、農地パトロール等、土地の現状にあわせた非農地判断などにより解消をはかっていくこととします。

次に3ページ目の(3)新規参入の促進における目標、新規加入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地

の面積ですが、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を目標として定めることとなっているため、ここ3カ年の平均値である286haの1割、28.6haを目標に設定しております。

ただ、この数値につきましては、蘭越町においては、あっせん等で農地の貸付希望地を公表する機会がなかなかありませんので、非現実的な目標設定となる旨、振興局とも協議いたしました。振興局からの回答としては、貸付希望地の公表については、各農業委員会の判断で行うものであり、道として強制するものではありませんが、あくまでも目標数値については定められた算出方法により設定していただきたいとのことでした。

なお、この目標数値につきましては、土地の所有者から、貸付希望農地の貸付先について、新規農業者に対して紹介してもよいと内諾を得た農地がある場合につきましても、実績として計上できるものとなっております。

続きまして、最後の最適化活動の活動目標についてですが、まずは1人当たりの活動日数について、これは農地の利用意向調査や遊休農地解消運動、人・農地プラン等の農業委員会として統一的に取り組む活動と、事務局との打合せや、担当地区の農地の見守り、委員同士の打合せ、農業者等からの相談等、農業委員が個々に行う日常活動をあわせた日数となっており、委員一人一人の活動記録についても記録を取ることを求められておりました。令和5年度以降につきましては、タブレット等による入力等も想定されているとのことです。

なお、この日数につきましては、時間に関係なく、活動を行った日数を計上するものであり、農業委員会事務局からの電話照会等につきましても、当然その日数に含まれますので、4月以降、事務局より照会や相談等行った際には、事務局側で記録を取ってまいります。また、農地パトロールにつきましても、町内の全ての農地を対象に行うこととなっており、10月に行う一斉パトロールだけでは全農地をカバーすることはできませんので、日常の活動において、担当地域の農地の現況等について可能な範囲で把握していただければと思います。

(2)の活動強化月間につきましては、記載のとおり定めさせていただきます。

(3)の新規参入相談会への参加につきましては、11月に札幌で開催されます北海道新規就農フェアに町が出展しますので、これに当農業委員会としても参加を検討できればと思っております。

令和4年度の目標の設定については、以上となります。

また、令和3年度の点検、評価につきましても、今後整理し、6月の総会に上程する予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上、今後1年間の農業委員会の最適化活動に向けた目標及び活動計画案として策定しましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、説明がありました。ご意見やご質問などありませんか。

7番
(西元委員)

全農地を見るということですが、農地台帳に登録されている農地全てということでしょうか。

事務局
(高田局長)

はい。

7番
(西元委員)

そうなってくると、以前からおっしゃっていた、タブレット端末等がないと、場所の特定や、現状の把握が難しいと思うのですが。

また、タブレット端末等で全農地を管理するとなると、例年行っている農地パトロールは行わないということになるのでしょうか。

事務局
(高田局長)

まず、参考資料の各通知のとおり、今回の目標等の設定も国から急に降りてきたもので、西元委員のおっしゃるとおり、まずタブレット端末等、渡すべきものを渡す前に全農地を管理しろ、というのはいかがなものか、という意見は他の農業委員会からも出ているところで、とりあえず、3月までに目標を立てなければならぬので、別添のとおり記載しているところでございます。

それと、例年行っている農地パトロールについては今後も継続していく予定です。

この目標の設定等についてはまだ、確定ではない部分がありますので、変更等がありましたら、その都度、総会で報告させていただきます。

議長

他にご意見やご質問などありませんか。

全委員

異議なし

議 長

それでは、このとおり、北海道と国（農林水産省）へ提出することとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

それでは提出することとします。

日程10、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和4年3月31日提出、蘭越町農業委員長名。

令和4年3月7日付けで、〇〇さんより、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。詳細については記載のとおりです。

議 長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

以上で、よろしいですか。

全委員

異議なし

議 長

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は4月28日(木)を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

その他の報告といたしましては、まず、先日送付させていただきました、農地除排雪等経費支援事業についてですが、大雪に伴う農地の除排雪等経費の負担軽減を目的として行われる事業として、農業者1戸当たり2万円の定額補助、それに4月から5月にかけて購入した免税軽油に対する補助、あわせて1戸当たり上限額が20万円です。なお、この事業につきましては予算総額が1千万円となっておりますので、1リットルあたりの単価につきましては、20円程度となっておりますが、定額分とあわせて予算

総額を超えない範囲でということになっております。

この事業が決定した経過としましては、3月議会の直前に、町長から大雪対策として、農地の除排雪費用について補助事業を行いたいと申し入れがあり、議会の日程上、期日に余裕がなかったことから、農林水産課長を通じて農業委員会会長に、あくまでも大雪対策としてであり、燃料費高騰に対する助成は必要に応じ別途検討する旨連絡があり、補正予算の計上、決定を経て、皆様への通知文書発送という流れとなりました。

農林水産課長と会長との協議の中で、当初は認定農業者に限定した事業であったところを、国や道ではなく町単独の事業として行うものであるから、認定農業者以外の農業者も広く対象とすべきでは、と会長から農林水産課長に申し入れ、その結果、補助対象が蘭越町町内において農業を営み、令和4年に作付けを行う農業者の方、という、より広い範囲となりました。

次に、水田活用交付金の見直しについてですが、牧草の播種条件の変更（種問わず、多年でも単年でも該当）や、ブロックローテーションの年数見直しの検討等、また情勢が動いてきております。牧草等確定事項につきましては、農政係からも随時情報提供を行っているところですが、新聞報道等の不確定情報につきましては、いたずらに農業者を混乱させることにも繋がりにかねませんので、農業者からの問い合わせがありました際には、確定事項ではなく、あくまでも現時点での方針であり、今後の見直しについて見極めるべく、性急になりすぎないように、という伝え方をさせていただければと思います。

基盤強化法等、人・農地関連施策の見直しにつきましても、詳しい確定情報が入り次第、随時お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況につきまして、お手元に配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

なお、先月の総会にはかりました、〇〇さん所有地の売買について、〇〇さんが土地代金の受領前に逝去されたため、〇〇さんの相続人に土地の相続登記が完了した時点で、改めて基盤強化法による売買を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、来年度の農林水産課と農業委員会の職員体制についてですが、農業委員会については異動はなく、農林水産課については、西河課長が定年により再任用職員として主幹兼農業指導係長に、後任の課長に田縁教育委員会次長、作田農業指導係長が町民

体育館係長、農政係の小田原さんが総務係に、江川さんが林務水産係兼農政係に、現総務係の米田さんと新規採用職員の細谷さんが農政係に、会計年度任用職員の水嶋さんが総務課気候変動対策係へ、そして菅原指導員が本日をもって退職されております。なお、菅原指導員の後任につきましては現在見つかっておりませんが、後任の適任者について情報収集に努めていくとのこと。以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第21回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟